

特定震災特例経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)



《ダイジェスト版》

平成23年12月



全国信用協同組合連合会

1. 経営強化指導計画の策定にあたって

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、相双信用組合の営業エリア及び取引先が極めて深刻な打撃を受けており、今後の影響の拡大も含めて、現時点での将来見通しは困難な状況となっております。

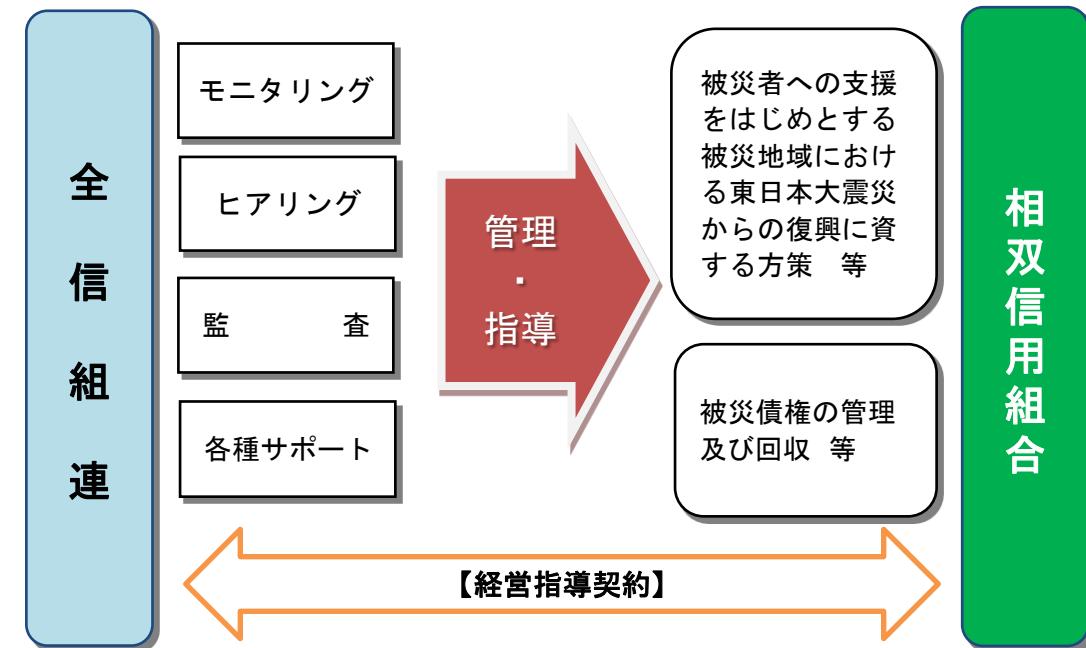
当会は、同信用組合が、被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識のもと、安定的かつ円滑な資金供給を実施し、震災からの復興に資するため、当会の資本増強支援にあたり財源面の支援として金融機能強化法を活用することにより、同信用組合の財務基盤について更なる強化を図ることといたしました。

こうした資本増強により、相双信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、同信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

2. 経営指導方針

当会は、定期的なモニタリング、ヒアリング及び監査機構監査などによる管理・指導により、相双信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートしてまいります。

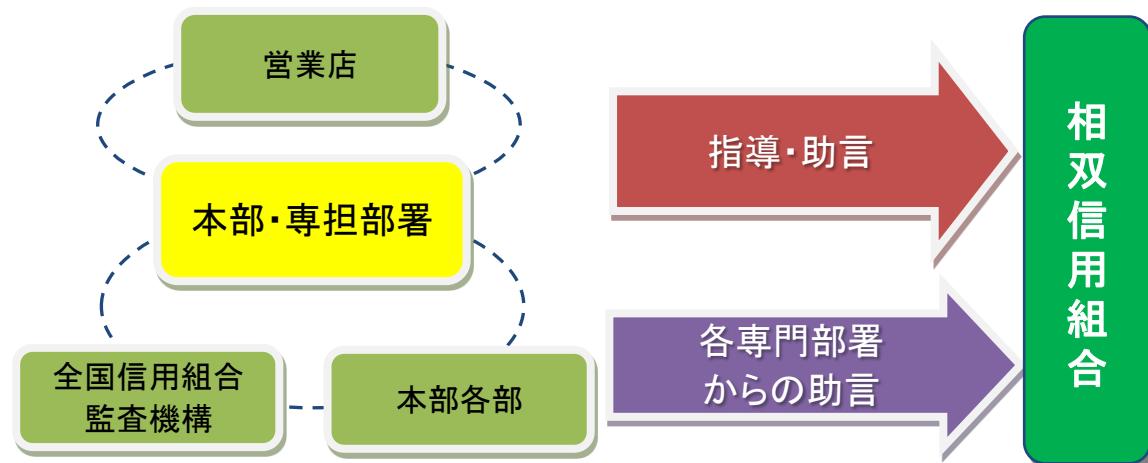
また、管理・指導を行うにあたっては、「経営指導契約」を締結し、適時・適切な対応を図ってまいります。



3. 経営指導体制の強化

本部専担部署を中心とし、本部各部や管轄営業店と連携したきめ細かな指導・助言を行ってまいります。

また、経営強化計画の着実な履行に向けた指導体制の強化を図ってまいります。



4. 組合の施策に対する指導・助言

当会では、相双信用組合が「経営強化計画」に掲げる以下の施策について、定期的なモニタリング・ヒアリングなどを通じて取組状況の確認と、継続的な指導・助言を行ってまいります。

被災者への支援をはじめとする被災地域における 東日本大震災からの復興に資する方策

①相談機能の強化等に関する方策

- ・避難されたお取引先に向けた営業エリア外での相談所の開設
- ・夜間融資相談会の開催

②震災復興に向けた新商品の開発・提供や地方公共 団体等への支援に関する方策

- ・被災地のニーズにきめ細かく対応した新商品の開発・取扱いの継続
- ・地方公共団体の資金需要への積極的な対応、復興事業に参加する民間企業への円滑な資金供与の実施

③事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策

- ・被災したお取引先の早期事業再生に向けた取組方針を策定する態勢の構築
- ・事業承継セミナーの開催等

被災債権の管理及び回収に関する方策

①被災信用供与先への対応等に関する方策

- ・弁済条件の猶予等、条件変更への取組み
- ・債権管理に係る専門チームによる正常化への取組み

②二重ローン問題等への対応に向けた方策

- ・中小企業再生支援協議会等との連携
- ・事業再生ファンド等の活用
- ・私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への相談等

5. 経営指導のための施策

①経営強化計画の進捗管理

- ・定期的な報告を通じた進捗状況の管理と指導の実施。

②モニタリング、ヒアリング

- ・経営状況やリスク管理状況に関する定期的なデータの分析を通じた状況把握と指導の実施。
- ・信組支援部・営業店による定期的なヒアリングの実施による状況把握と、確認された課題・問題点に関する指導・助言の実施。

③全国信用組合監査機構による検証・指導

- ・全国信用組合監査機構の監査による経営実態把握と、経営改善に向けた助言。

④経営強化計画の実施に必要な措置

- ・融資推進、債権管理に関する他の信用組合の取組事例などの情報提供。
- ・近隣信用組合との取引先にかかる情報交流の仲介等の検討など事業再生支援へのサポート。
- ・「しんくみリカバリ」を活用した企業の再生支援の検討。
- ・コンサルタントや専門家による講習会の斡旋など、人材育成に係る必要なサポート。 など

6. 協定銀行による信託受益権の引受けに係る事項

(1) 買取りを求める額

信託受益権 139億円

(2) 算定根拠

相双信用組合の現状把握できている被災債権157億円について、現時点の保全状況を踏まえ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本を確保し、震災からの復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、当会が160億円の優先出資を引受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるために139億円の信託受益権の買取りを求めるものです。

買取額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額を目安としております。▪

(3) 内容

1	信託	相双信用組合優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	139億円
4	配当の方法	確定配当(非累積)
5	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。)ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
6	信託設定日	2012年1月18日(予定)
7	受益権譲渡日	2012年1月18日(予定)
8	信託期間	10年(延長可能)
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする

金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）

